

松崎町告示第14号

松崎町結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年2月16日

松崎町長 深澤 準弥

松崎町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者が婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減し、未婚化及び晩婚化の抑制を図るため、婚姻を機に住宅を取得又はリフォームし、若しくは貸借し、又は引越した新婚世帯に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和33年松崎町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第5条の規定による申請の日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日（以下「基準日」という。）から申請日の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 基準日から申請年度の3月31日までの間に、婚姻を機に新たに町内に住宅を購入し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費（土地代を除く。）、賃料（共益費を含み、駐車場代を除く。ただし、当該補助金の交付申請時までには支払いがなされているものに限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）及び仲介手

数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を差し引いた額とする。

- (3) リフォーム費用 基準日から申請年度の3月31日までの間に、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用については対象外とする。
- (4) 引越費用 基準日から申請年度の3月31日までの間に婚姻を機とした引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯の夫婦の一方とする。

- (1) 新婚世帯の前年の所得の合計額（貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とし、婚姻を機に離職し、申請日において無職の者がいる場合にあつては当該者の所得を除いて算出した額）が400万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時において、夫婦の双方又は一方の住所が申請に係る住所となっていること。
- (4) 前号の住宅に係る契約名義人が、夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること。
- (5) 補助金の交付申請時において、本町に納付すべき町税等を滞納していないこと。
- (6) 補助金の交付決定を受けた日から起算して1年以上、申請に係る住宅に定住する意志があること。
- (7) 町長が別に定める結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり等への機運醸成に資する講座等を受講していること又は受講する予定があること。
- (8) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱に基づく補助金及び他の同種の補助

金の交付を受けていないこと。

- (9) 松崎町暴力団排除条例（平成23年松崎町条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用及び引越費用の合計額とし、次に定める金額を上限とする。

- (1) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合 60万円
(2) 前号以外の場合 30万円

2 前号の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松崎町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長の定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 新婚世帯の前年の所得に係る所得証明書
(2) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
(3) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
(4) 住宅の売買契約書の写し及び購入費に係る領収書の写し（住居費における購入の場合）
(5) 住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る賃料等の領収書その他の支払いが確認できる書類の写し（住居費における賃借の場合）
(6) 勤務先からの住宅手当の支給状況が確認できる書類（勤務先から住宅手当が支給されている場合）
(7) リフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し及び修繕等に係る領収書の写し（リフォーム費用に係る補助を申請する場合）
(8) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用に係る補助を申請する場合）
(9) 離職票若しくは離職したことを証する書類又はその写し（婚姻を機に離職し、現に無職の者がいる場合）
(10) 第3条第7号に規定する講座等の受講を証明する書類（受講済みの場合）
(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
相当と認めるときは、松崎町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第
2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告の省略等)

第7条 町長は、規則第10条に規定する実績報告書等の提出を省略するもの
とする。

2 前項の場合において、前条の規定による交付決定通知書をもって、当該補
助金に係る交付確定があったものとみなす。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第2項の規定により確定通知とみなされることとなる第6条の規
定による交付決定通知書を受けた者は、速やかに松崎町結婚新生活支援補助
金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助
金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により補
助金の交付決定を受けたとき、又は補助金の交付決定に付した条件に違反す
る行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は
既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。